

非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針）

尼崎市教育委員会

1 「尼崎市」に「大雨警報」「洪水警報」「暴風（暴風雪を含む）警報」（以下、「警報」という。）及びこれらに係る「特別警報」が発表された場合

※市立高等学校、あまよう特別支援学校及び成良中学校琴城分校における警報等発表時の臨時休業の判断基準については、各校の定めによる。

時	警報及び特別警報	学校園の対応	備考
前日	・授業日の前日までに、気象情報等により、授業日に警報等が発表されることが明らかに予測される場合	・学校園は、授業日前日（日曜・祝日も含む）の午後2時を目途に尼崎市教育委員会（以下、「市教委」という。）から臨時休業の連絡を受けた場合、警報等の発表の有無に関係なく臨時休業とする。 ・学校園は、対応内容や留意点等を保護者に連絡する。	・尼崎市のホームページ、防災ネット、尼崎市LINE公式アカウントに前日に決定した市としての方針を、午後5時までに表示する。 <臨時休業日> 【小学校給食及び中学校給食】中止する。
登校園前	・午前7時現在で発表中	自宅待機	【中学校給食】中止します。
	・午前9時までに解除	授業実施	【小学校給食】実施する。 【中学校給食】午前7時時点で既に給食を中止しているため、給食の提供はなく、午前中で下校する。
	・午前9時現在で発表中	臨時休業	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
登校園後	・在校園時に発表	・周囲の状況や安全等を確認した後、速やかに下校させる。 ・下校させることが危険だと判断した場合は、学校で待機させ、保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。	【小学校給食及び中学校給食】午前11時までに発表された場合、原則、給食を中止して下校する。

2 地震発生の場合

時	地震	学校園の対応	備考
登校園前	・ 授業日の前日又は当日に震度5弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	【小学校給食及び中学校給食】 中止する。
	・ 尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった場合	・ 避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった地域を校区に含む学校は臨時休業	【小学校給食及び中学校給食】 中止する。
登校園後	・ 震度5弱以上の地震が発生した場合	・ 地震が発生した時点で、授業や部活動等を中断し、避難行動をとる。 ・ 学校園長は被害状況を把握し、安全を確保した上で、園児児童生徒（以下「児童等」という。）を待機させ、下校や引き渡し等の判断をする。	【小学校給食及び中学校給食】 中止する。
	・ 尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった場合	・ 学校園長は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校や引渡し等の判断をする。	
登下校園中	・ 震度5弱以上の地震が発生した場合	・ 児童等は、最も安全と考える場所（学校、自宅、頑強な建物等）に避難する。 ・ 教職員は児童等の所在の確認（校内・通学路・避難場所など）をする。 ・ 学校園長は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校や引き渡し等の判断をする。	<登校時に発生した場合> 【小学校給食及び中学校給食】 中止する。

3 その他の災害発生の場合

時	災害	学校園の対応	備考
登校園前	・ 道路冠水、樹木等の倒壊など、校区内において特殊事情が発生した場合には、市教委に連絡し、個別対応を協議する。	・ 臨時休業は学校園長が判断する。	【小学校給食及び中学校給食】 中止する。
登校園後	・ 学校園長は、学校周辺で局地的な豪雨やその他災害（火災、ガス爆発、雷等）発生時に、臨時休業あるいは通学路の変更等の連絡・指示ができる。	・ 学校園長は被害状況を把握し、下校や引渡し等の判断をする。	【小学校給食及び中学校給食】 中止については、市教委と協議する。

4 その他

- (1) 非常変災等の発生により、学校園において電気・水道等のライフラインが途絶した場合、臨時休業とする。
- (2) 校区内の特殊事情により臨時休業とする場合、当該校園長は直ちに学校教育課長に連絡するとともに、「臨時休業について（報告）」を提出する。
- (3) 学校が臨時休業となった場合、部活動を中止する。
- (4) 学校が臨時休業となった場合、学校開放及び学校施設目的外使用は中止する。
- (5) 市教委は、学校園が一斉に臨時休業した場合、こども青少年局児童課及び保育指導課、私立幼稚園会長に情報提供する。
- (6) 市教委は、学校園に臨時休業の判断に関する情報を適時適切に提供する。
- (7) 尼崎市外からの通園・通学者について、登校園前に居住地又は居住地から尼崎市までの間において非常変災や交通遮断等の特殊事情が発生した場合は、本方針に準じて、校園長が公欠等の取扱いの判断をする。

以 上

参考

児童ホーム及びこどもクラブの児童の対応（所管課：こども青少年局児童課）

1 児童ホーム児童

- (1) 非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、休所とする。
- (2) 登校後、児童ホームの登所時間までに学校が下校の判断を決定した場合、休所とする。
- (3) 児童ホームの活動中に警報が発令された時は、原則として帰宅させる。
- (4) 地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引渡しをする。

2 こどもクラブ児童

- (1) 非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、こどもクラブ事業は中止とする。
- (2) 開催中に非常変災等が発生した場合は、児童の安全を最優先させ、原則として帰宅させる。
- (3) 地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引渡しをする。

3 その他

非常変災等の発生時は様々な対応が必要となるため、児童の安全を最優先に、学校長と連携を密にして適切に対応する。